

会員の皆様へ

「弊協会事務所前職員の不祥事の概要及び
再発防止策等の進捗状況等についての御報告」

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会（以下「弊協会」といいます。）の会員の皆様方には、日頃より弊協会の業務運営に対しまして、多大なるご指導、ご支援、ご鞭撻等をいただいておりますことを、心より御礼を申し上げます。

平成 25 年 12 月 20 日に「弊協会事務所前職員の不祥事の御報告とお詫びについて」を掲載したところでありますが、その後の経過や再発防止策等の進捗状況について、業務運営の透明性を確保するとともに、今後、会員の皆様方や納税者の皆様方に、下記のとおり定期的に当ホームページにて、情報提供をしていくこととしましたので、ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

弊協会といたしましては、今後この様な事態が二度と発生しないように、弊協会全体で、役職員が一丸となって、意識改革を行うとともに、業務体制の見直しや再発防止策の徹底に努めていく所存でございますので、今後とも会員の皆様方の一層のご指導、ご支援、ご理解、ご鞭撻等をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

なお、この御報告は、平成 28 年 3 月末にホームページに掲載した内容を、その後の進捗状況等を踏まえ、平成 28 年 6 月末日現在で下記のとおり（下線部分について）見直しをさせていただきます。

記

1. 不祥事の概要

弊協会秋田事務所前職員による業務上横領事件が、平成 25 年 5 月末日に発覚し、その後、内部調査を実施してまいりましたが、平成 20 年 1 月から平成 25 年 5 月までの間に、キャッシュカード等を使用することにより事務所経費の不正な引き出しが行われ、また、金融機関が発行する残高証明書を偽造することにより着服が継続されていたものであり、被害総額は約 4,100 万円であること等。

2. 経過

平成 25 年 5 月 31 日	発覚
平成 25 年 9 月 13 日	特別監査の実施
平成 25 年 10 月 17 日	第 3 回理事会開催
平成 25 年 10 月 21 日	関係本部役員については役員報酬の一定期間の減額を実施し、本部の関係部課長等に対して就業規則に基

	づく懲戒処分を実施
平成 25 年 11 月 11 日	実行行為者であった前職員の懲戒解職、
平成 25 年 12 月 4 日	第 4 回理事会開催
平成 25 年 12 月 11 日	内閣府へ報告書の提出
平成 25 年 12 月 20 日	秋田中央警察署に刑事告訴（ホームページへの掲載）
平成 26 年 3 月 13 日	第 5 回理事会開催
平成 26 年 3 月 18 日	内閣府へ報告書の提出
平成 26 年 4 月 1 日	内閣府による上記報告書の受理及び今後における報告要求書の交付
平成 26 年 5 月 16 日	第 1 回理事会開催
平成 26 年 6 月 19 日	定時総会及び第 2 回理事会開催
平成 26 年 8 月 11 日	外部監査法人による本部監査（～12 日）
	その後、9 月 1 日～2 日秋田事務所、9 月 11 日茨城事務所、9 月 16 日東京事務所、10 月 2 日～3 日福岡事務所、平成 27 年 1 月 7 日 青森事務所、函館事務所（～9 日）を実施。
平成 26 年 9 月 16 日	書面による第 3 回理事会の決議（臨時総会の開催等）
平成 26 年 9 月 26 日	第 1 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 26 年 10 月 23 日	臨時総会の開催
	第 4 回理事会の開催
平成 26 年 11 月 6 日	第 2 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 26 年 11 月 14 日	第 3 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催（～15 日まで）
平成 26 年 12 月 11 日	外部監査法人による本部監査（～12 日）。
平成 27 年 1 月 14 日	第 4 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 2 月 17 日	第 5 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 2 月 25 日	前職員逮捕
平成 27 年 3 月 12 日	第 5 回理事会の開催
平成 27 年 3 月 13 日	外部監査法人による本部監査
平成 27 年 3 月 17 日	起訴
平成 27 年 3 月 24 日	内閣府立ち入り検査の実施
平成 27 年 4 月 15 日	第 6 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 5 月 7 日	第 7 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 5 月 8 日	監事監査の実施
平成 27 年 5 月 9 日	外部監査法人による本部監査（～10 日）
平成 27 年 5 月 15 日	第 1 回理事会の開催
平成 27 年 6 月 4 日	第 8 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催

平成 27 年 6 月 17 日	平成 27 年度定時総会及び第 2 回理事会の開催
平成 27 年 7 月 15 日	第 9 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 8 月 14 日	外部監査法人による本部監査 その後、9 月 18 日埼玉事務所、11 月 16 日に宮城事務所、岩手事務所（～18 日）、12 月 10 日にいわき事務所、福島事務所（～11 日）、12 月 18 日に栃木事務所を実施。
平成 27 年 8 月 27 日	第 10 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 9 月 7 日	前職員裁判結審(懲役 3 年)
平成 27 年 10 月 7 日	第 11 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 10 月 22 日	第 3 回理事会の開催
平成 27 年 11 月 27 日	第 12 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 27 年 11 月 30 日	外部監査法人による本部監査
平成 28 年 1 月 13 日	第 13 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 28 年 2 月 22 日	外部監査法人による本部監査
平成 28 年 3 月 17 日	第 4 回理事会の開催
平成 28 年 3 月 24 日	第 14 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催
平成 28 年 3 月 30 日	外部監査法人による本部監査
<u>平成 28 年 5 月 6 日</u>	<u>第 15 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催</u>
<u>平成 28 年 5 月 7 日</u>	<u>外部監査法人による本部監査（～9 日）</u>
<u>平成 28 年 5 月 16 日</u>	<u>監事監査の実施</u>
<u>平成 28 年 5 月 17 日</u>	<u>第 1 回理事会の開催</u>
<u>平成 28 年 5 月 31 日</u>	<u>第 16 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催</u>
<u>平成 28 年 6 月 13 日</u>	<u>平成 28 年度定時総会の開催</u>

3. 協会運営上の措置

- ・平成 26 年 5 月 16 日開催の平成 26 年度第 1 回理事会において、会長より理事及び監事の役割について改めて要請した。
- ・上記の第 1 回理事会において、代表理事専務理事及業務執行理事常務理事については、それぞれ、常勤の理事に降格した。
- ・平成 26 年 6 月 19 日の定時総会において、代表理事会長は、任期を 1 年残して辞任した。
- ・平成 26 年度中に、代表理事会長、代表理事専務理事及び業務執行理事常務理事等が、損害額全額の弁済を行うこととした。この場合、実行行為者に対しては、別途損害賠償請求訴訟を提起することとした。
- ・平成 26 年 10 月 23 日に開催された第 4 回理事会において、前代表理事等による使途特定寄附金の受領証明証の発行についての審議が行われ承認された。
- ・平成 27 年 3 月 12 日に開催された第 5 回理事会において、前代表理事等による使途特定

寄附金の受領証明証の発行についての審議が行われ承認された。

4. 再発防止策の進捗状況等
別紙

平成 28 年 6 月末日

公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会

別紙 1

再発防止策	進捗状況
<p>◎再発防止策について</p> <p>I. 本部組織体制の強化</p> <p>1. 本部経理処理体制の強化(増員 1~2 名)。</p> <p>2. 特別監査チームの任命(内部監査制度の充実)。</p> <p>II. 地方事務所経理体制の強化</p> <p>1. 経理担当者の長期勤務による弊害の防止。</p> <p>2. 主任検査員を経理責任者補佐とし、牽制体制の強化を図る。</p> <p>3. 各事務所の経理担当者を「監査指導員」として任命し、本部が実施する業務監査に参加させ、本部の職員とともに、各事務所の監査指導を行う。</p>	<p>・平成 27 年 5 月 25 日付けで職員 2 名を経理課に採用。</p> <p>・平成 26 年 8 月 3 日に監査指導員 5 名を任命し、「特別監査チーム」のメンバーに登録。</p> <p>・随時、実施。</p> <p>・平成 26 年 3 月 21 日付けで、全事務所に経理責任者補佐を任命。</p> <p>・平成 26 年 8 月 3 日付けで監査指導員 5 名を任命。</p> <p>・平成 26 年度の監査について、平成 26 年 10 月以降、本部職員に同行し、監査を実施。</p>

<p>4. 全事務所の事務職員(講習、経理担当等)を対象とした「全国会議」を毎年、開催するとともに、外部講師による会計経理研修を実施し、具体的な不正防止対策等について、意見交換を行う。</p> <p>5. 事務所長ヒアリングを本部において開催し、各事務所長から、個別に各事務所の状況等について、ヒアリングを行う。</p> <p>6. 管理者及び経理担当者等に対する研修体制の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年8月17日監査指導員会議の開催。 ・平成27年度の監査について、平成27年9月以降、本部職員に同行し、監査を実施。 ・平成26年1月28日～29日及び30日～31日に開催。また、「全国事務職員会議」(前期)として平成26年7月28日～29日及び7月31日～8月1日に開催。 ・平成27年1月26日～27日及び29日～30日に、「全国事務職員会議」(後期)を開催。 ・平成27年7月27日～28日及び30日～31日に、「全国事務職員会議」(前期)を開催。 ・平成28年1月25日～26日及び28日～29日に、「全国事務職員会議」(後期)を開催。 ・平成27年1月14日～20日に実施。 ・平成28年1月12日～19日に実施。 ・平成25年11月7日及び15日に開催の「全国検査・検定員研修」、平成26年1月28～29日及び1月30～31日に開催した「全国事務職員会議」、平成26年3月7日開催した「全国主任検査員会議」において、税理士による研修を実施。 また、平成26年7月28日～29日及び7月31日～8月1日に開催した「全国事務職員会議」(前期)、平成26年10月24日に開催した「全国事務所長会議」においても、弁護士及び税理士による研修を実施。 ・平成27年1月26日～27日及び29日～30日に開催した「全国事務職員会議」(後期)、平成27年3月4日～5日に開催した「全国主任検査員会議」において、産業医による研修を実施。 また、平成27年7月27日～28日及び30
---	---

<p>7. 公印（銀行印）の取扱の厳格化を図る。</p> <p>8. 各事務所におけるキャッシュカードの必要性等について、早急に各事務所に対し調査を行うとともに、インターネットバンキングも含めて、運用の厳格化を図る（秋田事務所については、禁止済み）。</p>	<p>日～31日に開催した「全国事務職員会議」（前期）において、税理士による研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年12月17日事務連絡「各事務所の公印及び通帳届け出印の調査について」を発出。平成26年1月28～29日及び1月30～31日に開催した「全国事務職員会議」において意見交換を実施。 平成27年3月1日付で公印規程の改正を行い、これまでの事務所長印のほかに、各金融機関との取引のためだけに使用する新たな「所長銀行印」を作成し、各事務所に配布。 平成25年12月17日事務連絡「各事務所におけるキャッシュカードの運用状況等の調査について」を発出し、キャッシュカードの廃止及びインターネットバンキングの禁止を指示した。また、平成26年1月28～29日及び1月30～31日に開催した「全国事務職員会議」において、意見交換を実施。
---	--

別紙2

今後の協会運営についての検討状況（進捗状況も含む）

事項	検討状況（進捗状況も含む）
<p>1. 「不正防止等危機管理体制確保検討委員会」の設置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平光哲弥弁護士、塚本まみ子弁護士及び塩沢博税理士を委員とする「第一回不正防止等危機管理体制確保検討委員会」が9月26日14時から健保会館4階会議室において開催され、委員の互選により平光哲弥委員が委員長に選任された。 <p>事務局から秋田事務所不正経理事案の概要及びその後の経過等についての説明</p>

があり、今後の委員会の進め方等についての審議が行われた。

主な内容としては、平成 29 年 6 月をめどに再発防止策、提言等を取りまとめることとし、前半では、不正防止に係る再発防止策についての中間報告を取りまとめるとともに、その後、事業の適正化について提言を行うこととされた。

その後の経過としては、以下のとおりです。

- ・平成 26 年 11 月 6 日 第 2 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 26 年 11 月 14 日 秋田事務所において、第 3 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会を開催し、秋田事務所前職員等に対する聴取等を実施（～15 日）。
- ・平成 27 年 1 月 14 日 第 4 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 2 月 17 日 第 5 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 4 月 15 日 第 6 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 5 月 7 日 第 7 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 6 月 4 日 第 8 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
第 1 次中間報告書の作成、交付。
- ・平成 27 年 7 月 15 日 第 9 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 8 月 27 日 第 10 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 10 月 7 日 第 11 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 27 年 11 月 27 日 第 12 回不正防止等危機管理体制確保検討委員会の開催。
- ・平成 28 年 1 月 13 日 第 13 回不正防止等

<p>5. 理事による各事務所への特別調査の実施について（監事の特別監査も含む）。</p> <p>6. 外部監査法人による実地監査の実施。</p>	<p>り説明を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度第 1 回理事会において、事務所別貸借対照表、事務所別正味財産増減計算書等により説明の実施。 <p>なお平成 27 年 5 月 8 日に行われた監事監査においても各種帳簿、各事務所別の貸借対照表等をもとに実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度第 3 回理事会において、事務所別貸借対照表、事務所別正味財産増減計算書等により説明の実施。 平成 27 年度第 4 回理事会において、事務所別収支予算書等により説明を実施。 <u>平成 28 年度第 1 回理事会において、事務所別貸借対照表、事務所別正味財産増減計算書等により説明の実施。</u> <p><u>なお平成 28 年 5 月 16 日に行われた監事監査においても各種帳簿、各事務所別の貸借対照表等をもとに実施。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度第 1 回理事会において、各理事に要請。 平成 26 年 8 月 11 日に本部を実施し、その後、秋田事務所、茨城事務所、東京事務所、福岡事務所を実施。 平成 26 年 12 月 11 日に本部を実施し、平成 27 年 1 月 7 日に青森事務所、函館事務所を実施。 平成 27 年 3 月 13 日に本部を実施。 平成 27 年 5 月 9 日に本部を実施（～10 日）。 平成 27 年 8 月 14 日に本部を実施。その後、9 月 18 日に埼玉事務所、11 月 16 日に宮城事務所、岩手事務所（～18 日）、12 月 10 日にいわき事務所、福島事務所（～11 日）、12 月 18 日に栃木事務所を実施。 <p>また、平成 27 年 11 月 30 日、平成 28 年 2</p>
---	---

<p>7. 会計事務のキャッシュレス化の推進。</p> <p>8. 秋田事務所不正経理事案の概要及び再発防止策について、ホームページへの掲載</p> <p>9. 役員のけじめについて（会長の辞任及び代表理事等の降格）</p> <p>10. 代表理事等による損害額全額の弁済。</p>	<p>月 22 日及び 3 月 30 日に本部を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成 28 年 5 月 7 日（～9 日）本部監査を実施。</u> ・平成 26 年 5 月 7 日付安事発 223 号通達「各事務所における会計処理の見直しに向けて」を発出し、各事務所において、取り組みを行った。平成 27 年度以降についても、引き続き推進。 ・平成 26 年度定時総会及び第 2 回理事会終了後の平成 26 年 6 月末に実施。 また、臨時総会及び第 4 回理事会終了後の平成 26 年 10 月末に実施。 ・第 5 回理事会終了後の平成 27 年 3 月末に実施。 ・平成 27 年度定時総会及び第 2 回理事会終了後の平成 27 年 6 月末に実施。 ・平成 27 年度第 3 回理事会終了後の平成 27 年 10 月末に実施。 ・平成 27 年度第 4 回理事会終了後の平成 28 年 3 月末に実施。 ・ <u>平成 28 年度定時総会終了後の平成 28 年 6 月末に実施。</u> ・代表理事専務理事等の降格は、平成 26 年度第 1 回理事会（5 月 16 日）において、また、代表理事会長の辞任は、6 月 19 日開催の定時総会において実施済。 ・平成 26 年度中の弁済にむけて、平成 26 年度定時総会において、代表理事等の退職慰労金の受取りを辞退するとともに、第 4 回理事会において、使途特定寄附金の受領証明証の発行について審議が行われ承認された。
---	--

<p>1 1 . 損害賠償請求訴訟。</p>	<ul style="list-style-type: none">•平成 27 年 3 月 12 日に開催された第 5 回理事会において、使途特定寄附金の受領証明証の発行についての審議が行われ承認された。 これらにより、損害額全額の弁済が行われた。•準備中。
------------------------	---

以上。